

図書館カレンダー

5月	12	火	
	13	水	
	14	木	
	15	金	
	16	土	
	17	日	休館 (全館)
	18	月	休館 (全館)
	19	火	
	20	水	
	21	木	
	22	金	
	23	土	
	24	日	休館 (全館)
	25	月	休館 (全館)
	26	火	
	27	水	
	28	木	
	29	金	
	30	土	
	31	日	休館 (全館)
6月	1	月	休館 (全館)
	2	火	
	3	水	休館 (りぶらん・表郷・大信)
	4	木	
	5	金	
	6	土	
	7	日	休館 (全館)
	8	月	休館 (全館)
	9	火	
	10	水	
	11	木	
	12	金	
	13	土	

【各図書館の問い合わせ先／開館時間など】
 ※5月6日(水)まで全館臨時休業中です。
りぶらん ☎②3250/10:00~18:00
 ※土曜日は9:30~18:00開館です。
表郷図書館 ☎②4784/10:00~18:00
大信図書館 ☎④3614/10:00~18:00
東図書館 ☎③41130/10:00~18:00

※最新の情報は、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。



図書館からのお知らせ

【各図書館情報】
 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当面の間サービスを縮小します。
 ●全館の休館日を変更します。
 ▷日曜日・月曜日・祝日 全館休館
 ●りぶらんの開館時間を変更します。
 ▷平日 午前10時~午後6時
 ▷土曜日 午前9時30分~午後6時
 ▷エントランスの開館 午前9時~午後6時
 ●おはなし会・上映会などのイベントを中止します。
 【地域交流会議室の利用申請受付】
 ●7月~9月の利用申請を現在受付中です。
 ※今後の状況により、さらにサービスを縮小する場合があります。最新の情報は、図書館にお問い合わせいただくか、ホームページや館内掲示板をご確認ください。
 【第44回児童読書感想画展】
 市内の小学生が読んだ本のイメージを描いた「読書感想画」を展示します。
 ●日時 6月4日(木)~22日(月) 午前9時~午後6時
 ●会場 地域交流エリア エントランスギャラリー
 ※今後の状況により、展示を中止・延期する場合があります。

今月のテーマ展示

【大人向け】
 コミュニケーション
 春は出会いの季節。人付き合いや交流、語学の本まで、人間関係にかかせない「コミュニケーション」に関する本を特集します。

【子ども向け】
 緑いっぱい
 外は緑が美しいですね。身近な草花や樹木のことを、もっと知ってみたいませんか？不思議な生態を持つ植物の本や、緑が表紙の本もあります。

おすすめ新刊

【一般図書】
「サザエさん」
 長谷川 町子
 朝日新聞などの連載をもとに発行されていた単行本が、平成11年に絶版となつて以来、27年ぶりに復刊。昭和の頃を思い出すだけでなく、その歴史を学ぶ素材にもなる漫画です。

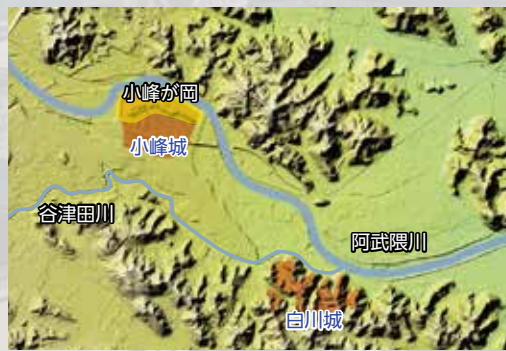
【児童図書】
夢と冒険の旅世界一周ガイド
 小学館
 世界一周してみたい！そんな時にはこの一冊。世界一周気分が味わえます。大自然やグルメ、カラフルな街など、テーマ別に20の世界一周ルートを紹介しています。

小峰城よもやま話

第3話 小峰城の立地

鎌倉時代から室町時代にかけて、白河を治めた白河結城家の本拠は、丘陵に築かれた山城の小峰城でした。その北西約3kmに小峰城があります。ここに築かれた理由を当時の情勢と地形から考えてみましょう。
 小峰城が築かれた14世紀中頃、後醍醐天皇と足利尊氏の対立(南北朝内乱)や尊氏と直義兄弟の争い(観応の擾乱)の影響が全国に及び、いつ敵と味方が変わるかわからない状況でした。このため、白川城の弱点を補う目的で小峰城が築かれたと考えられます。

白川城と小峰城周辺の地形を見てみましょう(下図)。東西に延びる2つの丘陵地帯の間に阿武隈川が流れ、白川城の北側は東西に平地が広がり、街道が城のそばにあります。すぐ下の阿武隈川は城の防御を担っていたと考えられます。
 一方、小峰城の周辺は川と川の間で平地が広がり、白川城は西からの攻撃に対する守りが手薄だったと推測されます。そこで「小峰が岡」と呼ばれる丘を利用し、白川城に通じる街道を押さえ、西からの敵に備えたと考えられます。
 この後、小峰城は戦国時代の後半頃に白川城に代わって本拠



▲小峰城周辺地形図

文化財課 ☎272310

未来につなぐ 相続登記

Vol.2

登記上の所有者と実際の所有者が異なるケースが数多く存在し、災害復旧の妨げや空き家増加などの問題が社会的関心を集めています。このコーナーでは、相続登記の必要性・重要性を全5回のシリーズでお伝えします。

Q 先日父が亡くなりました。不動産の相続手続きはどうすればいいですか？

A 相続人間で遺産分割協議をし、相続する人が法務局に相続登記を申請しましょう。

亡くなった方(被相続人)が遺言を残していない場合、民法で定められている優先順位により相続人が決まります。配偶者は常に相続人となりますが、その他の相続人は次の順番で決まります。

- ①被相続人の子や孫
- ②被相続人の父母や祖父母
- ③被相続人の兄弟姉妹や甥姪

相続手続きを進めるには、被相続人の出生から死亡までの戸籍を集め、相続人を確定させる必要があります。次に相続人間で遺産分割協議をし、相続する人を決めます。不動産だけでなく、預貯金や株式なども遺産分割の対象となります。

不動産を相続する人が決まったら「戸籍」や「遺産分割協議書」を整え、できるだけ早めに管轄の法務局に登記申請をしましょう。

ご不明な点は、お問い合わせください。☎福島県司法書士会 ☎024-534-7502 / 福島地方法務局 ☎024-534-2045